

要 請 書

福島県知事 内堀雅雄 殿

2015年9月18日

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟原告団・弁護団

〒960-8111 福島市五老内町9-4 オフィスビル2F

TEL: 024-572-6480

2011年3月11日に発生した福島第一原発事故は、いまだ収束していません。

大量の放射性物質によって福島県と周辺地域は広く汚染され、溶融した核燃料の回収・廃炉、汚染水、山林等の除染、除染廃棄物の処理など多くの問題は未解決のままです。また、放射性物質による被害も終わっておらず、避難区域内外を問わず、多くの人々が避難を余儀なくされ、帰還の見通しをもてない状況にあります。

そうしたなか、国と東京電力は、福島地方裁判所に係属している「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟において、20ミリシーベルト以下は受忍限度内であり、何らの権利侵害にもあたらないとの主張を行い、現に、この主張に基づく形で、避難指示の解除とそれに伴う賠償の打ち切り、営業損害にかかる賠償の打ち切りといった方針を発表し、福島県も住宅無償提供の廃止を打ち出しているところです。

かかる「20ミリシーベルト受忍論」とでもいうべき発想は、国と東京電力の事故に関する責任を曖昧にしたまま、福島の原因回復を事実上放棄し、福島を切り捨てるものであり、私たちは到底受け容れるわけにはいきません。また、20ミリシーベルト受忍論に基づく一連の方針についても、被害を無きものとするものであり、私たちは受け容れられません。

そこで、私たちは、国と東京電力の事故に関する責任を明確にし、20ミリシーベルト受忍論に反対し被害の全体救済と被害の根絶を求める立場から、以下のことを要請し、ご多忙のところ恐縮ですが、本年10月16日(金)午前11時に、県庁内商工労働委員会室において書面にて回答を頂きながら、懇談のお時間をお取り頂きたいと存じます。尚、結果につきましては広報することも予定しておりますことを申し添えさせていただきます。

記

1. 知事は、国民的合意がまったく得られていない20ミリシーベルト受忍論につき受け容れられないとの立場を明確にすること
2. 知事は、被害自治体の代表として、福島県内のみならず、あらゆる原発の廃止を求めること
3. 知事は、国と東京電力が福島第一原発事故の被害に対し法的（加害）責任を有することについて立場を明確にすること
4. 知事は、国に対し、「2017年3月までに避難指示解除」との方針を撤回するよう求め、社会インフラや医療環境の整備などがなされないままでの解除を行わないよう求めること
5. 知事は、国と東京電力に対し、営業損害の賠償について2年分一括払いの方針を撤回し、損害が続く限り賠償するよう求めること
6. 知事は、住宅無償提供を2017年3月までとする方針を撤回すること